

第1部

総論

第1章 プランの考え方

第2章 南多摩保健医療圏の概要

第3章 プランの推進体制

第1章

プランの考え方

- 1 改定の趣旨
- 2 位置付け及び性格
- 3 基本理念
- 4 計画期間
- 5 進行管理

第1章 プランの考え方

1 改定の趣旨

(1) 保健・医療・福祉を取り巻く状況

- 都は、少子高齢化の更なる進展により、年少人口の割合が減少を続ける一方、高齢者人口の割合は増加を続け、令和17年（2035年）には都民の4人に1人が高齢者になると推計されています。
- 要配慮者の増加とそれを支える人的資源の不足が見込まれる中で、限りある社会資源を効率的・効果的に活用し、誰もが安心して暮らせる社会を実現していかなければなりません。
- 多くの都民は、医療や介護が必要になっても人生の最後まで住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでおり、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、高齢者・子供・障害者など全ての人を地域で支え合う仕組みづくりが急務となっています。
- 健康課題に目を向けると、疾病構造は、がんや心臓血管疾患、糖尿病など生活習慣を主要因とするものに変化しており、高齢化に伴う認知症患者の増加も見込まれています。
- これらの疾病に対応し、健康寿命を延伸するためには、疾病の予防から早期発見・治療、重症化予防、リハビリテーション、介護に至るまで、切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供体制と、都民一人一人が健康づくりや介護予防に主体的に取り組める環境を整備することが不可欠です。
- さらに、新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、食品・医薬品・生活環境・飲料水等に係る健康被害等多様化する健康危機から都民を守るために、平時から備えを進めるとともに、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等の経験を踏まえ、災害時における保健医療機能の確保や受援体制の整備に取り組む必要があります。

(2) プラン改定の経緯

- 都は、保健医療をめぐる社会情勢の変化やこれまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえて、「東京都保健医療計画」をより一層有効に機能させるとともに、東京都地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくため、令和6年3月に東京都保健医療計画の改定を行いました。
- 南多摩保健医療圏においては、「東京都南多摩保健医療圏 地域保健医療推進プラ

ン」(以下「プラン」という。)が前回の改定から6年が経過することに加え、第8次東京都保健医療計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえ、地域保健を総合的に推進するための指針とすべく、改定を行うものです。

2 位置付け及び性格

- (1) 東京都保健医療計画等の趣旨を踏まえ、南多摩保健医療圏における保健医療の現状と課題を明らかにするとともに、保健所、市、医師会等の関係機関・団体及び住民が、それぞれの役割分担に応じた連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画とします。
- (2) 保健所、市、関係機関・団体及び住民にとって、保健医療施策を推進するための基本的な方向性を示すものとします。
- (3) 圏域各市の自主性を尊重し、各市で策定している保健医療関係計画等の行政計画との整合性に配慮したものとします。

3 基本理念

- 健康であることは、全ての人にとって基本的権利の一つであり、豊かな人生を送るための最も基礎的な条件です。本プランでは、「住民のいのちと健康を守る」ことを基本理念に掲げ、圏域内全ての人々が、心身とも健康で、また安全な生活環境で、安心して生活できるようにすることを目指しています。
- この基本理念を実現するためには、住民の役割が欠かせません。「自助」「共助」「公助」の考えに基づき、それぞれの施策を充実させ、推進していくことが必要です。
 - (1) 自助 ～自分の健康は自分で守る～

健康づくりは、「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが大切です。がんや糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加する中、住民自身が予防の観点から、食生活や運動など適切な習慣づくりに努めるとともに、定期的な健診や早期受診により健康を維持・回復することが重要です。適切な生活習慣は、要介護となる事態を防ぐことにもつながります。

また、身近で頼りになる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことも重要です。
 - (2) 共助 ～住民がともに支え合いながら健康を守る～

東日本大震災や熊本地震等の経験から、家族や地域の絆、助け合いの大切さが改めて認識されています。地域の絆やつながりは、住民の健康状態に影響を及ぼ

すとも言われており、人と人が支え合い、助け合う社会を実現することが、心身の健康に資するものと考えられます。ボランティアや近所づきあいなど、一人一人ができることに取り組み、地域に暮らす人とのつながりを強め、助け合いや支え合いの輪を広げながら、健康づくりを推進することが求められます。

(3) 公助 ～行政の施策に積極的に関わり健康を守る～

質の高い保健医療の環境づくりを進めていくためには、都や市の行政施策に関心を持つことも重要です。都や市は、住民主体の健康づくりを支援するため、住民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健医療サービスを提供する体制を整備しています。

一方、住民一人一人が、保健医療サービスの単なる受け手ではなく、保健医療サービスに主体的かつ積極的に関わることで、地域の健康づくりが促進され、より質の高い保健医療サービスの提供につながります。

4 計画期間

- プランの計画期間は、令和6年度から令和11年度（2029年度）までの6年間です。

5 進行管理

- プランの進行管理は、保健所、各市、関係機関・団体の代表者、学識経験者及び地域住民の代表である公募委員等で構成する南多摩地域保健医療協議会が行います。本協議会は、地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、設置しているものです。
- プランでは、保健・医療・福祉の各分野について、圏域の現状と課題を踏まえた重点プランと指標を設定します。南多摩地域保健医療協議会では、計画期間の中間年度（令和8年度（2026年度））及び最終年度（令和11年度（2029年度））に、その進捗を評価し、課題の抽出と取組方策の検討を行うことにより、進行管理を行っていきます。

コラム

八王子市健康医療計画

1.基本的な考え方

『八王子市健康医療計画』は、国や都の関連する法令や計画との整合を図り、かつこれまでの本市の取組に対する評価、市民意識調査の集計結果や分析内容、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、これからの本市の健康医療分野における方向性を示すものです。

市民の健康の維持・増進は、地域づくり・まちづくりの根幹となるものであり、市民自らの行動につながる「自然に健康になれる環境づくり」を推進する姿勢をよりわかりやすく伝えるため、計画の名称を「保健医療計画」から「健康医療計画」に変更し策定することとしました。

また、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、誰もが住み慣れた地域で互いに、支えあい、健康でいつまでも元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、基本理念を「自分で、家庭で、地域で笑顔あふれる健康なまちづくり」と定め、第3期保健医療計画から「生活習慣病の発症と重症化予防」などの施策を継続するとともに、「健康になれるまちづくりの推進」といった、まちづくりの視点を導入した新たな施策を設定しました。

2.計画の体系

基本理念	視点	基本目標	施策	
自分で、家庭で、地域で、 笑顔あふれる健康なまちづくり	視点1 いつまでも元気で健康的な生活を送るために	基本目標1-1 ライフステージや環境の特性(ライフコース)に合わせた健康づくりの推進	1-1-1 生活習慣の改善と生活機能の維持、向上	
			1-1-2 生活習慣病の発症と重症化の予防	
			1-1-3 生涯にわたる歯・口腔の健康づくりの推進	
			1-1-4 がん予防と早期発見	
			1-1-5 地域とつながる健康づくりの推進	
			1-1-6 ところの健康づくりと自殺対策の推進	
			1-1-7 健康になれるまちづくりの推進	
			1-1-8 女性特有の疾病予防に対する支援と女性の健康づくり	
			1-1-9 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	
	視点2 住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために	基本目標 1-2 安全で健康的な生活を安心して送れる環境づくりの推進	1-2-1 安心・安全な衛生環境づくり	
			1-2-2 薬の安全、薬物乱用防止対策、家庭用品の安全確保	
			1-2-3 感染症の予防と対応	
			1-2-4 人と動物が共生するまちづくりの推進	
			基本目標 2-1 日常の医療体制の整備	2-1-1 かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及定着
				2-1-2 中核病院を主体とした医療機関相互の連携強化
2-1-3 小児・妊産婦に対する医療等の体制整備				
基本目標 2-2 緊急時の医療体制の整備	2-1-4 安心して医療にかかるための相談体制の整備			
	2-1-5 医療人材の育成・確保			
	2-2-1 救急医療体制の充実			
基本目標 2-3 在宅療養体制の整備	2-2-2 災害時の医療体制の充実			
	2-3-1 地域包括ケアシステムの推進			
		2-3-2 障害者・難病患者・がん患者などの療養体制の整備		

切れ目のない・取り残さない

オール八王子で

伝える・つなげる

根拠づける・成果と連動させる

まちだ健康づくり推進プラン24-31

町田市は、健康・医療施策のさらなる推進のため、「健康増進計画」、「食育推進計画」及び「自殺対策計画」を一体化した「まちだ健康づくり推進プラン24-31」を策定しています。すべての市民が住み慣れたまちで、健康で安心して希望を持って生活できることを目指し、健康づくりの推進、疾病対策や医療相談体制の充実などの取り組みを進めています。

1 計画の位置づけ

- ・健康増進法第8条第2項に基づく
「市町村健康増進計画」
- ・食育基本法第18条に基づく
「市町村食育推進計画」
- ・自殺対策基本法第13条第2項に基づく
「市町村自殺対策計画」

2 計画期間

2024年度から2031年度までの8年間

3 計画の体系

理念 ～みんなでつくる「健康のまち」まちだ～

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

- 目標1 妊娠・出産・子育てを支えるまち
- 目標2 からだの健康を支えるまち
- 目標3 食で健康を支えるまち
- 目標4 かけがえのないいのちを大切にするまち

基本目標2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

- 目標1 安心できる地域医療があるまち
- 目標2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち
- 目標3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち



コラム

第4期「日野人げんき！」プラン

日野市健康福祉部健康課

【計画の趣旨】

第4期「日野人げんき！」プランは、健康増進法及び第5次日野市基本構想・基本計画、市のヘルスケア・ウェルネス戦略の趣旨を踏まえ、より「健康寿命延伸のための取り組み」に特化した計画となっています。

【体系】

「がん対策推進基本条例」、「日野市みんなで進める歯とお口の健康づくり条例」に基づき、運動・健康教育を推進する「健康づくり」を合わせた「がん対策」と「歯とお口の健康づくり」及び「健康づくり」の3本を計画の柱として大目標に設定しています。

また他計画において推進され、本計画と重複する目標や取り組みは各計画にて推進していくよう整理しています。

さらに新型コロナウイルス感染症禍を経て、「健康づくり」の中に【感染症の予防】に関すること「歯とお口の健康づくり」の中に【妊娠期】に関することを新たに追加しています。

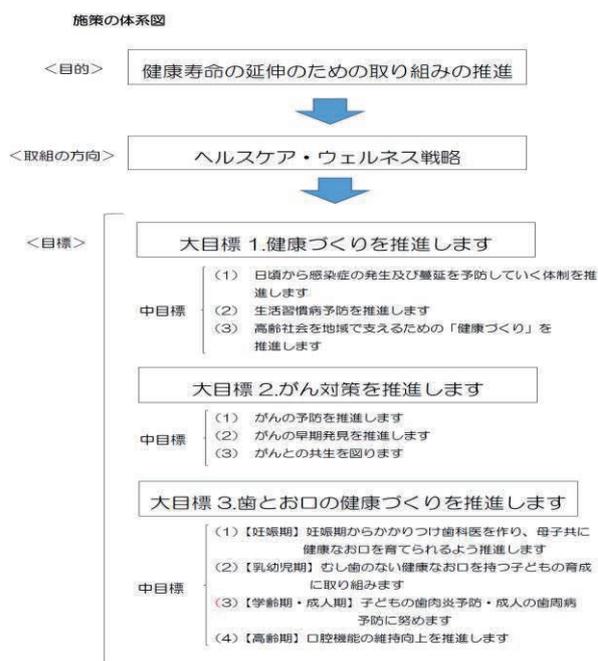
【期間】

令和3年度から令和7年度までの5か年計画

【計画の進行管理】

毎年評価推進委員会において、各中目標に記載している健康指標の把握、分析、評価を行います。

さらに令和6年度中に健康づくりに関する市民アンケートを実施し、令和7年度中に最終評価を行います。



コラム

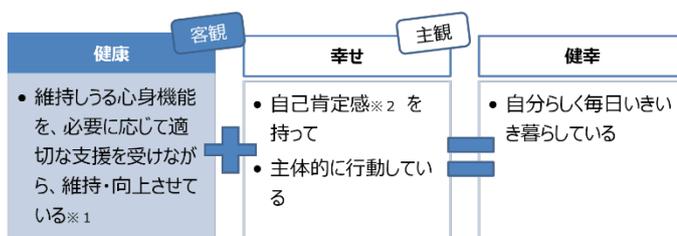
多摩市が進める健幸まちづくり

健幸まちづくりとは、「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち」の実現に向けた取組です。



健幸マーク

日本人の平均寿命が80歳を超えた今、長い人生を健康で幸せに全うすることは市民すべての願いと言えます。また、市民が健康で幸せであることは、人口減少や高齢化の進行が見込まれる中であっても、多摩市を活力ある都市、持続可能な都市とするために欠かせない方策でもあります。



※1 加齢、障害、疾病により、心身機能に制限・困難がある場合も、その状況下における健康がある。

※2 「自己肯定感」とは、長所も短所も含めて、自分の価値や存在を肯定できる感情をいう。

■「第六次多摩市総合計画」と「健幸まちづくり基本方針」

こうした現状や課題を踏まえ、令和5年11月に策定した「第六次多摩市総合計画」の基本構想において、「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」のひとつとして「健幸まちづくりの推進」を位置付け、市民、市民団体、事業者、大学、そして行政などの多様な主体が互いに協力し、子どもから高齢者まで全世代を対象に分野横断的に取り組んでいくこととしています。

また、健幸まちづくりの全体像と行政における取組方針として「多摩市健幸まちづくり基本方針」を平成29年3月に定めており、策定当初から5年以上経過したことや社会情勢等の変化を踏まえ、令和6年3月に改訂し、幅広い世代・性別を対象として健康に関する知識・情報についての記載を充実させるなどしました。

■健幸まちづくりの具体的な取組の一部を紹介します！

市民の皆さんの健康管理を応援する一環として、「健幸Spot」を設置し（令和6年3月時点では市内に6箇所設置）、筋肉量・体重・血圧といった自分の体の状態の測定や、健康に関する情報を得ることができるようになっています。



▲多摩市立中央図書館に設置している健幸 Spot の様子



▲for 40 表紙

また、40歳という年齢を機に自身の体や生活について振り返り、その後の人生をより生き生きと暮らすきっかけやヒントにさせていただけるよう、健幸啓発情報誌「for 40」を作成して、毎年40歳を迎える市民の方にお送りしています。

コラム

稲城市健康増進計画について

1 概要

令和6年3月に策定した「稲城市健康増進計画」は、市の長期総合計画に掲げる目標のひとつである「だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城」を実現し、更なる健康寿命の延伸を図ることを基本理念とする計画です。

医療の進歩や生活水準の向上により、平均寿命は着実に伸びており、本格的に人生100年時代が到来しようとしています。一方で、急速な少子高齢化に伴う将来人口の減少、独居世帯の増加、多様な働き方の広がり、新興感染症を踏まえた生活様式の多様化など、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

健康増進計画は、こうした変化に対応しながら、生活習慣病対策や生活習慣の改善など、健康づくりを推進するうえでの基本的な取り組みを、総合的に推進するうえで掲げる6箇年の実施計画です。

市民の健康づくりに関する施策・事業を計画的に展開することにより、市民の主体的な健康づくり活動の支援を図るとともに、全ての人々が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができ、快適に住み続けられるまちの実現を目指します。

2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3 基本理念

「生涯を通じ 健康でいきいきと暮らせるまち 稲城」の実現を目指します。

4 計画の体系

生活習慣の改善	がん・生活習慣病対策	生涯を通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> 栄養・食生活 身体活動・運動 こころの健康、休養 喫煙・飲酒 歯・口腔の健康 	<ul style="list-style-type: none"> がんの発症予防と早期発見 生活習慣病の発症予防・重症化予防 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代の健康 高齢者の健康 健康を支える社会環境の整備